＜加算点設定の詳細＞

契約番号:　2026000937　件名:慈光園改修工事

※特に記載が無い限り、代表構成員に係る実績等を評価します。

※特に記載が無い限り、基準日は申請期限日とします。

○施工能力

評価項目		評価内容	評価基準	評価点
工程管理	安全対策	事故等防止の喚起と客観的指標で安全対策の実施可能性を評価	過去に労働安全衛生分野表彰歴があり、かつ直近3か年度に各務原市からの工事事故等による入札参加資格停止措置なし ・安全衛生に係る優良事業場、団体又は功労者に対する厚生労働大臣・岐阜労働局長表彰 ・厚生労働省労働基準局長が行う建設事業無災害表彰（岐阜県内工事に限る） ・厚生労働省労働基準局長が発行した無災害記録証	2.00
			過去に労働安全衛生分野表彰歴なし、かつ直近3か年度に各務原市からの工事事故等による入札参加資格停止措置なし、若しくは過去に労働安全衛生分野表彰歴があり、かつ直近3か年度に各務原市からの工事事故等による入札参加資格停止措置あり	0.00
			過去に労働安全衛生分野表彰歴なし、かつ直近3か年度に各務原市からの工事事故等による入札参加資格停止措置あり	▲ 2.00
品質管理	環境配慮	ISO認証取得の状況	ISO9000S並びに14001認証取得済	2.00
			ISO9000S又は14001認証取得済	1.00
			取得なし	0.00
技術所見	技術所見1	高齢者福祉施設を利用しながら施工するため、入居者及び職員等への安全対策を1項目以上求める。	技術所見1について3項目評価できる	3.00
			技術所見1について2項目評価できる	2.00
			技術所見1について1項目評価できる	1.00
			上記以外	0.00
	技術所見2	各種配管、配線、ダクト等様々な配管施工されるため、完成後に点検や修繕を容易に行うことができるような対策について、具体的な提案を1項目以上求める。	技術所見2について3項目評価できる	1.50
			技術所見2について2項目評価できる	1.00
			技術所見2について1項目評価できる	0.50
			上記以外	0.00
			小計（満点）	8.50

注）・ひとつの技術所見につき、3項目を限度として提案すること。
・1項目につき、提案内容を1ページにまとめて提出すること。（複数項目ある場合は、ページを分けて提出すること。）
・主構造物の変更となるような提案は認めない。軽微なものであれば、構造上問題ないことを証明したうえで提案すること。
・工事の状況により市に不利益な提案となる場合には、協議の上、提案の履行を中止させることができるものとする。
・受注者が入札時に提出した技術資料のうち、受注者の責により、評価した提案が履行されなかった場合は、入札参加資格停止措置・工事成績評定の減点を行うとともに、入札時に付与した加算点の再計算を行い、減点分を金額換算し減額変更する。

○企業能力

評価項目	評価内容	評価基準	評価点
工事成績評定点	直近3か年度の工事成績評定点の平均点 対象工事：各務原市発注の管工事	平均点が76点以上	2.00
		平均点が75点以上76点未満	1.50
		平均点が74点以上75点未満	1.00
		平均点が73点以上74点未満	0.50
		平均点が73点未満又は実績なし	0.00
同種工事施工実績	直近15か年度の施工経験の有無 管工事で元請としての施工実績	管工事で元請として請負金額3億3，500万円以上の施工実績のあるもの	4.00
		管工事で元請として請負金額1億7，000万円以上の施工実績のあるもの	2.00
		実績なし	0.00
		小計（満点）	6.00

注）・記載事項の基準日は技術資料の提出期限日とする。
・工事成績評定点における直近3年間は、令和5年・令和6年・令和7年度の3か年度とし、工事の検査を受けた日を基準日とする。
・共同企業体（JV）で施工した工事の成績評定点については、代表構成員のみ評価の対象とする。
・同種工事の施工実績は、平成23年度以降の公共工事（国、県、各市町村、独立行政法人）を対象とし、完成し引渡しが済んでいるものに限る。
・共同企業体（JV）での工事施工実績については、各構成員の出資比率で按分した額を請負金額として取扱うものとし、代表構成員だけでなく各構成員についても評価の対象に含むことができるものとする。

○配置予定技術者の能力

評価項目	評価内容	評価基準	評価点
同種工事施工実績	直近15か年度の施工経験の有無 管工事で元請としての施工実績	管工事で元請として請負金額3億3，500万円以上の施工実績のあるもの	2.00
		管工事で元請として請負金額1億7，000万円以上の施工実績のあるもの	1.00
		実績なし	0.00
保有資格	主任(監理)技術者の保有する資格	技術士（総合技術監理部門（機械「流体機器」又は「熱・動力エネルギー機器」）又は機械部門（「流体機器」又は「熱・動力エネルギー機器」））、かつ1級管工事施工管理技士	2.00
		技術士（総合技術監理部門（機械「流体機器」又は「熱・動力エネルギー機器」）又は機械部門（「流体機器」又は「熱・動力エネルギー機器」））または1級管工事施工管理技士	1.00
		上記以外	0.00
年齢等	主任（監理）技術者、特例監理技術者又は現場代理人の年齢等	満30歳未満若しくは女性	1.00
		満30歳以上40歳未満	0.50
		満40歳以上	0.00
		小計（満点）	5.00

注）・配置予定技術者として複数人（最大3名を限度）の候補技術者を申請することもできるが、技術者を評価する過程においては、資格・実績等が一番低いと判断される者で評価する。

また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置できなくなったときは、入札してはならず、技術資料を提出した者は、直ちに入札辞退を行うこと。

他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、各務原市競争入札参加資格停止措置要綱に基づく資格停止を行うことがある。

ただし、複数の案件で入札日が重複する場合については、開札後、事後審査資料提出までに、当該工事以外の他工事の落札候補者となったことなど、やむを得ない事由により配置予定の技術者を配置する事ができなくなった場合は、直ちに書面により辞退届を提出すること。なお、この場合は、この辞退届を理由として参加資格停止など不利益な取扱いを受けるものではない。

・同種工事の施工実績は、平成23年度以降の公共工事（国、県、各市町村、独立行政法人）を対象とし、完成し引渡しが済んでいるものに限る。

・共同企業体（JV）での工事施工実績については、各構成員の出資比率で按分した額を請負金額として取扱うものとし、代表構成員だけでなく各構成員についても評価の対象に含むことができるものとする。

・年齢等の確認書類は、マイナンバーカード、パスポート等年齢もしくは女性を証明する書類の写し

・「主任（監理）技術者又は特例監理技術者を兼ねない現場代理人」のうち、「満30歳未満若しくは女性」及び「30歳以上40歳未満」で評価する場合の現場代理人は、本件の入札参加資格確認申請書の受付最終日以前に3か月以上の恒常的な雇用関係にある者であるとともに、各務原市建設工事現場代理人常駐緩和基準によらず、他工事との兼務を不可とする。また、落札者が現場代理人を変更する場合、同等以上の技術評価となる者以外への変更は認めない。

○地域要件

評価項目	評価内容	評価基準	評価点
営業拠点	地域内での営業拠点の有無	各務原市内に本店あり	2.00
		各務原市内に支店・営業所あり	1.00
		各務原市内に本店・支店・営業所なし	0.00
災害協定参加等	災害協定への参加の有無	各務原市との協定に参加あり	2.00
		参加なし	0.00
ボランティア活動	直近1か年度の活動の有無	各務原市内での実績あり	2.00
		実績なし	0.00
消防団活動	各務原市の消防団に所属しているかの有無	代表構成員とその他の構成員の合計で複数名の所属あり	2.00
		代表構成員とその他の構成員の合計で1名の所属あり	1.00
		所属なし	0.00
		小計（満点）	**8.00**

合計（満点）	**27.50**

注）・記載事項の基準日は技術資料の提出期限日とする。
・ボランティア活動は、各務原市内において岐阜県、各務原市が主催する社会資本（道路・河川・公園等）に対する除草・清掃・植栽等を企業として行った場合を対象とする。
（確認書類として主催団体の活動実績証明、表彰状又は感謝状等の写しを添付すること（活動実績証明書等の宛名が入札参加者以外の団体名となっている場合は、入札参加者が当該活動に参加したことを、活動実績証明等を受けた団体が発行した証明書））
・消防団活動の確認書類としては、各務原市の消防団に所属する消防団員であることが確認できる書類とする。（確認書類は、在団証明、市長名による功労（功績）状または記名されている消防団手帳の写し及び雇用関係の確認できる書類（市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書等）の写し）
・加算点の最高得点は27．５点とする。